

新潟市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第29号

新潟市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟市身体障害者福祉法施行細則（平成8年新潟市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

「

生年月日	年 月 日
------	-------

を

」

「

生年月日	年 月 日	男・女
------	-------	-----

に、「〒」を「郵便番号」に、

」

「

交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 疾病、先天性、その他()

を

」

「

交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他()

に改める。

」

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。